

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第66号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下木屋町地区地区計画が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたこと及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）太秦安井山ノ内地区地区計画が変更され、新たにB地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおりそれぞれの区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称（適用区域）	制 限	
	事 項	内 容
下木屋町A地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(2) 風俗営業（待合及び料理店を除く。）、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) 京都市建築基準条例第34条第2号及び第3号に掲げる店舗</p> <p>(6) 日刊新聞の印刷所</p> <p>(7) 自動車修理工場</p> <p>(8) 自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(11) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供す</p>

		<p>る建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの</p> <p>(12) 葬祭場</p>
下木屋町B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(2) 風俗営業（待合、料理店及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第5号に掲げるものを除く。）、店舗型性風俗特殊営業（同条第6項第2号、第4号及び第5号に掲げるものを除く。）又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) 日刊新聞の印刷所</p> <p>(5) 自動車修理工場</p> <p>(6) 自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(9) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの</p> <p>(10) 葬祭場</p>
下木屋町C地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(2) 風俗営業（待合及び料理店を除く。）、店舗型性</p>

		<p>風俗特殊営業（風営法第2条第6項第2号に掲げるものを除く。）又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(3) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) 日刊新聞の印刷所</p> <p>(6) 自動車修理工場</p> <p>(7) 自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(10) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で，準住居地域内に建築することが禁止されているもの</p> <p>(11) 葬祭場</p>
太秦安井山ノ内B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
	建ぺい率の最高限度	10分の6
	壁面の位置の制限	御池通若しくは葛野大路通の境界線又は北側若しくは西側の計画地区の境界線（以下「地区境界線」という。）までの距離の最低限度 御池通及び葛野大路

	<p>通の境界線にあつては10メートル，北側の地区境界線にあつては2メートル，西側の地区境界線にあつては1メートル。ただし，休憩所その他これに類する建築物で，地階を除く階数が1のものについては，この限りでない。</p>
--	---

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第66号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 烏丸通沿道四条南地区の項の次に次の3項を加える。

下木屋町A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下木屋町地区地区計画（以下「下木屋町地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
下木屋町B地区	下木屋町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
下木屋町C地区	下木屋町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域

別表第1 太秦安井山ノ内A地区の項を次のように改める。

太秦安井山ノ内A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）太秦安井山ノ内地区地区計画（以下「太秦安井山ノ内地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
太秦安井山ノ内B地区	太秦安井山ノ内地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域

別表第2 有隣元学区B地区の項の次に次の3項を加える。

下木屋町A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (2) 風俗営業（待合及び料理店を除く。）、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
---------	-----------	--

		<ul style="list-style-type: none"> (3) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 京都市建築基準条例第34条第2号及び第3号に掲げる店舗 (6) 日刊新聞の印刷所 (7) 自動車修理工場 (8) 自動車車庫(建築物に付属するものを除く。)で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの (9) 自動車教習所 (10) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (11) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で, 準住居地域内に建築することが禁止されているもの (12) 葬祭場
<p>下木屋町B地区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ボーリング場, スケート場, 水泳場, スキー場, ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (2) 風俗営業(待合, 料理店及び風営法第2条第1項第5号に掲げるものを除く。), 店舗型風俗特殊営業(同条第6項第2号, 第4号及び第5号に掲げるものを除く。)又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (3) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (4) 日刊新聞の印刷所 (5) 自動車修理工場

		<p>(6) 自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(9) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの</p> <p>(10) 葬祭場</p>
<p>下木屋町C 地区</p>	<p>建築物の用途 の制限</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(2) 風俗営業（待合及び料理店を除く。）、店舗型風俗特殊営業（風営法第2条第6項第2号に掲げるものを除く。）又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) 日刊新聞の印刷所</p> <p>(6) 自動車修理工場</p> <p>(7) 自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(10) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの</p>

(11) 葬祭場

別表第2 太秦安井山ノ内A地区の項の次に次の1項を加える。

太秦安井山ノ内B地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの
	建ぺい率の最高限度	10分の6
	壁面の位置の制限	御池通若しくは葛野大路通の境界線又は北側若しくは西側の計画地区の境界線(以下「地区境界線」という。)までの距離の最低限度 御池通及び葛野大路通の境界線にあつては10メートル, 北側の地区境界線にあつては2メートル, 西側の地区境界線にあつては1メートル。ただし, 休憩所その他これに類する建築物で, 地階を除く階数が1のものについては, この限りでない。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)